



令和 3 年 第 3 回 総 会
会 議 録

期 日 令和 3 年 3 月 2 6 日

場 所 枕 崎 市 妙 見 セ ン タ ー

枕 崎 市 農 業 委 員 会

令和3年第3回枕崎市農業委員会総会 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日 令和3年3月26日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	1 4	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	1 5	農地法第3条許可申請について
4	1 6	農地法第5条許可申請について
5	1 7	農用地利用集積計画の調整について
6	1 8	職員の人事異動について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
3月26日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	依積田広昭	農業委員
	9番	楠義文	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	依積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 駒水孝広
主幹兼農地係長 永江靖博
農地係参事補 前原光博

午後 9時30分 開会

議長 令和3年第3回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。

5番今給黎委員、6番白澤委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第14号 農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書1ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号72号から81号までの合意解約は、利用権設定を受けた者 ○○○○ほか5名、利用権設定をした者 ○○○○さんほか9名です。

解約面積は畑が13筆で15,807㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号72号から81号までについては、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は5件で所有権の移転に関する申請です。

(整理番号4号及び5号)

整理番号4及び5号は、譲受人が同一であり、申請地が隣接していることから、関連がありますので、一括して、ご説明申し上げます。

整理番号4号の申請地は、桜山東町〇〇番，畑，970㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，67歳，鹿児島市にお住まいです。

整理番号5号の申請地は、桜山東町〇〇番，畑，327㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，90歳，千代田町にお住まいです。

これらの譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，65歳，桜山東町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望，譲受人の経営規模の拡大ということでもあります。

整理番号4及び5号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号4及び5号の申請地については4ページに掲載してあります。

申請地は，国道225号沿いの的場水産倉庫より北東〇〇mに位置します。

(整理番号6号)

整理番号6号の申請地は，豊留町〇〇番，畑，266㎡です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，69歳，桜木町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，65歳，豊留町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。

整理番号6号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

申請地は，板敷公民館北東約〇〇mに位置し，板敷畑かん地区内にあります。

整理番号6号の申請地については7ページに掲載してあります。

(整理番号7号)

整理番号7号の申請地は，大塚中町〇〇番，畑，813㎡です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，農業，66歳，沖縄県にお住まいです。

譲受人は，有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さん，大塚中町で花卉の栽培及び販売をおこなう農業生産法人であり，本農業委員会の認定を受けた農地所有適確法人の資格を有しております。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。

整理番号7号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

申請地は，大塚集落内にあり，大塚北町・サンフレッシュ枕崎から南側約〇〇mに位置しております。

整理番号7号の申請地については9ページに掲載してあります。

(整理番号8号)

整理番号8号の申請地は，園見本町〇〇番〇，畑，485㎡です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，62歳，木場町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，団体職員兼農業，60歳，桜山東町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農地拡大ということでもあります。

整理番号 8 号については調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 8 号の申請地については 11 ページに掲載してあります。

申請地は、木場町・サニウェイ資材置場、西側約〇〇m 及び田辺自動車商会・車置場西側に〇〇します。

今回、1 筆の土地であったものを 2 筆に分筆して、譲渡するものであり、もう 1 筆は、一般住宅として転用されます。

今回、提案いたしました整理番号 4 から 8 号においては、いづれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号 4 号 5 号について、今給黎委員をお願いします。

5 番 (今給黎委員) 整理番号 4 号及び 5 号について報告いたします。

整理番号 4 号及び 5 号は、事務局の説明とおり、(譲受人が同じであることや隣接し、一体で利用することから、) 関連がありますので、一括して説明します。

3 月 13 日に譲渡人で譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は山口集落に居住し、農業に従事しております。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地〇〇番及び〇〇番は北側は市道、東側及び西側は宅地、南側は譲受人の住居であり、現在、保全管理されている。

取得後は、野菜や甘しょ等の作付畑として利用する計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 次に整理番号 6 号について、俵積田広昭委員をお願いします。

8 番 (俵積田広昭委員) 整理番号 6 号について報告いたします。

3 月 13 日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は豊留集落に居住する農家です。

甘しょ栽培を主として妻と 2 人で、農業を営んでおります。

申請地の説明は事務局のとおりです。

北側は畑、東側はネギ畑、西側はグリーンピース畑、南側は集落道で、現在菜園畑となっています。

権利取得後も、甘しょ及びそば豆の作付け畑として現在同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 次に整理番号 7 号について、楠委員をお願いします。

9 番 (楠委員) 整理番号 7 号について報告いたします。

3月8日に譲受人の法人代表者である〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は大塚集落で、菊栽培を中心に、農業法人を経営しております。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は、申請地の南側は道、その他周囲は花きのハウスとなっており、現在、畑となっています。申請地は、譲受人が平成12年から菊を栽培しており、取得後も引き続き花き栽培の畑として利用する計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。

議長 次に整理番号8号について、畑野委員お願いします。

10番(畑野委員) 整理番号8号について報告いたします。

3月13日に譲受人と立ち会いのもと現地調査を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

譲受人は山口集落に居住し、団体職員兼農業で、土日を利用して農業に従事しています。

申請地は、西側は畑、東側は車置場と畑、南側は道路、北側は後に出てくる5条申請の整理番号10号転用申請地(一般住宅)で、現在、畑となっています。

取得後は、甘しょ等の作付畑として利用する計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号4号から8号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は6件で、所有権の移転に関する申請が6件です。

[整理番号10号]

整理番号10号の申請地は園見本町〇〇番〇、畑、499㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、公務員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家住まいであるが、自己の住宅を建築するため。」とのこと
です。

申請地は 11 ページに掲載してあります。

木場町・サニウェイ資材置場から西側約〇〇m に位置しています。

農地の区分は都市計画用途指定地域から 500m 以内に位置する孤立した農地で
「市街地近接農地」に該当し、第 2 種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候
補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま。

計画内容は居宅 1 棟の建築です。

計画面積は 499 m²で問題のないものと思われま。

一般住宅への転用にあたり、一筆の土地を 2 筆に分筆し、一般住宅及び農地とし
て、同時に譲渡されるものでありますが、東側及び南側の農地境界にはブロック積
みを施しま。

建物は高さ 3.7m の平屋であり、南側農地境界より 6.0m 控えて建築しま。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

〔整理番号 1 1 号〕

整理番号 1 1 号の申請地は園見本町〇〇番, 畑, 1, 074 m²です。

譲受人は株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さん, 太陽光発電売電事業
です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 無職, です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「太陽光発電設備を設置し、発電売電事業を行うため。」と
のことです。

整理番号 1 1 号の申請地は、16・17 ページに掲載してあります。

下野原公民館から北西約〇〇m に位置しています。

農地の区分は都市計画用途指定地域から 500m 以内に位置する孤立した農地で
「市街地近接農地」に該当し、第 2 種農地と判断しま。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を太陽光発電施
設の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま。

転用目的は、太陽光発電施設で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考え
ま。

計画面積は 1, 074 m²を太陽光パネル (120 枚) 49.5kw を設置する計画で問題の
ないものと思われま。

造成については敷地内の階段上の地表を平坦にし、20cm の盛土をおこない、境
界に高さ 30 cm の畦 畔と南側に調整池を設けま。

周囲には高さ 1.2m 程度のフェンスを設置し、農地境界から約 4.0m 以上離して太
陽光パネルを設置しま。

パネルの高さは約 3.0m程度で、パネル間はそれぞれ 1.8m程度の間隔は確保します。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号 1 2 号]

整理番号 1 2 号の申請地は田布川町〇〇番〇，畑，114 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は駐車場及び家庭菜園です。

申請事由は、「県外から転居するため、空家を取得するが、近くにある申請地を車置場、家庭菜園として利用したい。」とのことです。

譲受人は本市空き家バンク制度を利用して神奈川県から本市へ移住するものです。

計画内容は軽自動車 1 台分の駐車場の設置と家庭菜園としての利用です。

申請地は、19・20 ページに掲載してあります。

田布川町・大東水産加工場より南西側〇〇mに位置します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない 0.1ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第 2 種農地と判断します。

転用目的は、駐車場、家庭菜園で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 114 m²で問題のないものと思われま。

建物の建築もないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号 1 3 号]

整理番号 1 3 号の申請地は金山町〇〇番，畑，541 m²です。

譲受人は〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さん，太陽光発電売電事業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「発電のために必要な日照が確保できる申請地に太陽光発電施設を設置するため。」とのことです。

申請地は、22 ページに掲載してあります。

金山公民館から里道を介して、西側に位置します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない 0.1ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第 2 種農地と判断します。

太陽光発電事業を始めるにあたり、代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を候補地として選定しております。

転用目的は、太陽光発電施設で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は申請地 541 m²と隣接する宅地 216.43 m²で太陽光パネル（108 枚）49.5kw を設置する計画で問題のないものと思われます。

造成については現況のままをおこない、境界にはフェンス及び高さ 30 cm の畦畔を設けます。

また、集落内の設置であることから、隣接する住居者への同意は得ているとのことです。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

〔整理番号 1 4 号〕

整理番号 1 4 号の申請地は妙見町〇〇番，畑，329 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員，〇〇〇〇さん，保育士です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，会社員です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家住まいであるが、自己の住宅を建築するため。」とのことです。

申請地は、24 ページに掲載してあります。

箆原公民館より北側〇〇m に位置します。

農地の区分は 10ha 以上の集団性があるため、第 1 種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の 55m 以内に既存住宅が 3 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 329 m²で問題のないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、1.5m の切土をおこない、境界には擁壁及びブロック積を施します。

建物は高さ 5.0m の平屋であり、農地境界より 1.5m 以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

〔整理番号 1 5 号〕

整理番号 1 5 号の申請地は白沢西町〇〇番，畑，803 m²です。

譲受人は株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さん，太陽光発電売電事業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「太陽光発電設備を設置し、発電売電事業を行う為。」とのことです。

申請地は、26 ページに掲載してあります。

白沢西町・水尻公園の西側道路〇〇に位置します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない0.5haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

太陽光発電事業を始めるにあたり、代替地も検討しましたが、適地が見つからずにはやむを得ず申請地を候補地として選定しております。

転用目的は、太陽光発電施設で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は申請地803㎡で太陽光パネル（120枚）49.5kwを設置する計画で問題のないものと思われま

す。造成については20cmの盛土をおこないますが、境界にはフェンス及び高さ30cmの畦畔を設けます。

パネル高は3.0mで、計画しています。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号10号から13号の4件について、眞茅委員をお願いします。

7番（眞茅委員） 整理番号10号について報告いたします。

3月17日に畑野農業委員、桑原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇事務所の〇〇〇〇さんです。

場所は、事務局の説明の通りで、転用目的は一般住宅です。

現況としましては、保全管理された農地で、北側は里道を挟み家庭菜園用の畑、東側は畑及び廃車置き場、西側は畑、南側は市道です。

一筆を2筆に分筆し、同時に譲渡されるものでありますが、宅地と農地の境界と東側農地の境界にはブロック積みをするとのことでした。

雨水については、自然流下及び溜柵により南側・側溝へ流し、又、生活排水は合併浄化槽で処理後南側・側溝に排水するとのことでした。

被害防除計画も適正であり、周辺の農業等に及ぼす影響もなく、やむを得ない申請と思われま

す。続きまして整理番号11号について報告いたします。

調査日、調査員は前号と同じです。

立会人は、〇〇〇〇行政書士です。

場所は、事務局の説明の通りで、転用目的は太陽光発電施設です。

現況としましては、保全管理された農地で、1筆ですが3枚に分かれていました。

北側は地目は畑ですが現況では山林状態になっております。

西側は道路を挟み住宅、東側は農地と山林、南側は道路を挟み農地です。

段差のある農地を1枚にするとのことで傾斜ができるので、排水対策の聞取りに行った結果、周囲には30cm程度の盛土を行い調整池をつくり、西側の側溝へパイプを使い排水するとのことでした。

西側の側溝管理者に対しましては、同意を得ておりました。

造成にあたって、東側の農地への雨水流出の防止に努めること、又、南側には里道がありますが、周辺農地につながる道であるため、関係者と協議するよう指摘したところです。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われまます。

続きまして整理番号12号について報告いたします。

調査日は同じで、調査員は、畑野農業委員、有村推進委員、事務局の前原さんと現地調査を行いました。

転用目的は駐車場及び家庭菜園です。

立会人は〇〇〇〇司法書士です。

場所は、事務局の説明の通りです。

現況としましては、3方道路に囲まれた不耕作の農地です。

現状のまま利用し、周辺土地への土砂雨水が流出する恐れもなく、又、周辺に農地もなく、被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われまます。

続きまして整理番号13号について報告いたします。

調査日、調査員は前号と同じです。

立会人は〇〇〇〇司法書士です。

転用目的は太陽光発電施設です。

現況としましては、住宅地跡を囲む保全管理された農地です。

北側は高台に住宅、西側は道路、東側は宅地跡とみられますが、現在は保全管理された農地の状態でした。

南側は水路を挟み、約3mくらい低いところに住宅がありました。

又、水路側が一部崩壊の状態であるために、土留対策を設ける様、又、東側の側溝も一部破損が見られましたので改善を指導したところです。

集落内であることから、隣接する住居者への同意は得ているとのことです。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われまます。

以上報告終わります。

議長 次に、整理番号14号及び15号の2件について、畑野委員お願いします。

10番(畑野委員) 整理番号14号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

転用目的は一般住宅です。

14号の申請地は、説明にありましたとおり、妙見町に位置する集団的な農地で、現在、保全管理された農地です。

申請地は、北側及び東側は道、西側は畑、南側は宅地で、現在、保全管理されています。

一般住宅への転用にあたり、1.5mの切土をおこない、境界には擁壁及びブロック積を施し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止する計画です。

南側宅地境界の現況が、明確でなく、造成にあたって、支障を及ぼす恐れがあったため、隣接の所有者と打ち合わせるよう指導したところです。

建物は平屋であり、農地境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、北側市道側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後、北側市道・側溝に排水する予定です。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

次に、整理番号15号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

転用目的は太陽光発電施設です。

15号の申請地は、説明にありましたとおり、白沢西町に位置する小集団の農地で、現在、不耕作の畑です。

申請地の北側は畑、東側は道、西側は太陽光パネル、南側は道です。

境界にはフェンス及び高さ30cmの畦畔を設け、周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう措置します。雨水については、南側道路を利用して排水溝へ放流します。また、雨水排水については、周囲に、被害を及ぼさないよう万全な排水対策をおこなうよう指導したところでもあります。東側の道路については、個人所有であることから、排水利用については、所有者と協議のうえ、了承を得ているとのこと

です。パネルも、周辺農地へ日照通風等支障を及ぼさないように計画しています。被害防除計画も適正であり、周辺の農業等に及ぼす影響もなく、問題のない申請と思われま

以上で、報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

8番(俵積田広昭委員) 整理番号15号について、〇〇番太陽光発電施設ですが、整備されたら敷地内外に水路はないようですが、雨水は道路に自然排水ですか。

10番(畑野委員) 先ほども説明しました通り、雨水についての処理ですが、東側の道については個人所有ということから、排水利用については了承を得ているとのことでした。

議長 南側に流すのではなく角の方で集約して道路を通して側溝に流すということですか。

10番(畑野委員) 側溝がありますので、側溝の方に流すという事です。

8番(俵積田広昭委員) 現況を見て、南側に〇〇〇〇さんの畑が4枚あるのですが、以前から道路側より雨水が入って来ると聞いており、太陽光発電施設になると、なおのこと雨水が入って来るのではないかと思います、こういう意見を出示しました。

議長 雨水対策は指導しているのですか。

10番（畑野委員） 雨水については、30 cmの畦畔を設けますので、現況を見た時は、〇〇番から西側がずっとメガソーラーの施設になっているので、そちらの上方の道路側からの雨水の流出の方が多くなっているのではないかと感じました。

申請地については、自然流下が見込まれ、雨水については、申請地からはあまり出ないのではないかと判断でした。

8番（俵積田広昭委員） わかりました。

また、〇〇〇〇さんや他より、何か意見が出た時は、その時点で提案します。

議長 ほかにありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号10号から15号までの6件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 （利用権設定）

日程第5号議案第17号 農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号40号から58-52号まで利用権設定を受ける者 〇〇〇〇さん外27名、利用権設定をする者 〇〇〇〇さん外105名で設定面積は、田が45筆16,811㎡、畑が156筆で197,138㎡、樹園地が4筆で4,820㎡です。

整理番号の57番目・58番目につきましては、中間管理事業の利用権設定となっております。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号40号から58の52号につきましては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第17号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第6号職員の人事異動についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 日程第6号議案第18号 職員の人事異動について説明いたします。

議案書の33ページをごらんください。

去る3月25日に、市職員の令和3年4月1日付人事異動の内示がありました。

今回の内示では、農業振興係 鮫島直子が3月31日付で市長事務部局へ出向し、退職いたします。

その後任につきましては、市民生活課より農業振興係として、四元一代さんが任命されることとなっています。

農業委員会事務局職員の任免については、農業委員会等に関する法律第26条第3項及び枕崎市農業委員会事務局設置規則第6条に、『職員は、農業委員会が任免する』と規定されております。今回の人事異動に当たって、農業委員会の議決を得ようとするものです。

以上でございます。

議長 お諮りいたします。

日程第6号職員の人事異動については提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。ここで、新しく振興係になられる四元さんに自己紹介をお願いしたいと思います。

四元さん お疲れ様です。今現在 市役所市民生活課環境整備係におります、4月1日から農業委員会で仕事させてもらうことになりました。

よろしく申し上げます。

午前 10時50分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 今給黎 龍浪

会議録署名委員 白澤 千恵子